龍谷大学校友会山口県支部会則

（名称）

第１条　本会は、龍谷大学校友会山口県支部と称する。

（事務局）

第２条　本会の事務局は、新南陽市長田町１３番１１号　羽嶋豪太郎宅内に置く。

（役員）

第３条　本会の会員は、山口県に在住する龍谷大学校友会員をもって組織する。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展に協力することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、親睦会及び講演会等の開催
2. 会報、会員名簿及び機関紙等の出版物の刊行
3. 校友会本部及び龍谷大学が行う事業への協力
4. その他必要な事業

（役員）

第６条　本会に次の役員を置き、その任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 支 部 長　　　　１名
2. 副支部長　　　若干名
3. 理　　事　　　若干名
4. 監　　事　　　　２名

（役員の選出）

第７条　支部長及び監事は、総会において会員の中から選出する。

２　副支部長及び理事は、会員の中から支部長が委嘱する。

３　前号各号の役員の中には、原則として各同窓会の会員を１名以上含むものとする。

４　本会には、顧問、各誉支部長を置くことができる。

（役員の任務）

第８条　役員は、次の任務を行う。

1. 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、会務を掌理する。
4. 監事は、本会の会計監査にあたる。

（総会）

第９条　総会は本会の最高意思決定機関とし、出席者の過半数をもって決議とする。

（役員会）

第１０条　支部長は、必要に応じて役員会を開催し、本会の運営にあたる。

（会計）

第１１条　本会の経費は、会費、寄付金及び、その他の収入をもってあてる。

　２　会費は年額１，０００円とする。

　３　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（会則の改正）

第１２条　この会則の改正は、総会の決議によるものとする。

　附則

（施行期日）

１　この会則は昭和６３年５月２８日から施行する。

２　昭和６３年度の会計年度は、第１１条第３項の規定にかかわらず、前項の

　施工日からとする。ただし、会費は１年分